

2 入院中の食事代

入院中の1日の食事にかかる標準的な費用のうち、本人の一部負担額を除いた額を国保が負担します。

(1) 通常の場合の一部負担額

本人の一部負担額（療養病床を除く）

(一食あたり)

		改正前	改正後	
A	一般加入者・現役並み所得者※	510円	550円	
B	C・Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者（住民税非課税世帯を除く）	300円	330円	
C	70歳未満で住民税非課税世帯の方および70歳以上75歳未満の方で住民税非課税世帯Ⅱ※の方	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円	220円
D	70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯Ⅰ※の方	110円	130円	

●住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、国民健康保険係に申請してください。（39ページ参照）

※現役並み所得者および住民税非課税世帯Ⅰ、住民税非課税世帯Ⅱについては31ページ参照。

(2) 療養病床に入院する65歳以上の方の一部負担金

療養病床（病院等のベッドのうち、主に長期療養を目的として使用されているもの）に入院する65歳以上の方は、食費と居住費の一部を国保が負担します。

本人の一部負担額（65歳以上）				改正前	改正後
一般	1食	510円※1	居住費（1日）	370円	430円
住民税非課税世帯Ⅱ	1食	240円	居住費（1日）	370円	430円
住民税非課税世帯Ⅰ	1食	140円	居住費（1日）	370円	430円

●所得区分は31ページ参照。（詳しくはお問合せください）

※1 保険医療機関の施設基準により470円となる場合もあります。

※ 入院医療の必要性の高い状態が継続する患者及び回復期リハビリテーション病棟に入院している患者の生活療養標準負担額は、左ページの食事療養標準負担額と同額の食材費相当の負担額となります。

※食事代と居住費は、高額療養費で算定する際の自己負担額には算入されません。

※食事代と居住費は、今後変更となる可能性があります。最新の情報は、区HPをご参照ください。